

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月 3日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21320119

研究課題名（和文）日唐宋律令法の比較研究と『新唐令拾遺』の編纂

研究課題名（英文）A Comparative Study of the Code-Statute Law in Ancient Japan and the Tang and the Song: Towards the Compilation of a New *Torei Shui*

研究代表者

大津 透 (OTSU TORU)

東京大学・大学院人文社会系研究科・教授

研究者番号：70194199

研究成果の概要（和文）：北宋天聖令の発見・出版を受けて、研究代表者以下が分担して日本令・唐令・北宋令の比較研究を行い、日本律令の意味を明らかにしたほか、『唐令拾遺』改訂のために唐令条文の復原案を作成した。中国社会科学院歴史研究所と研究交流を進め、ICESの場で関連する国際シンポジウムを開催したほか、研究成果を著書や論文として発表した。

研究成果の概要（英文）：Since the publication of *Tian Sheng Statutes*, we have made further advance in comparative study of the Japanese and the Tang and the Song legal codes aimed at compiling a new edition of the *Torei Shui*. We held related symposiums at the 55th and the 57th ICES to advance academic exchange between Japan and China. We also made public many monographs and several books about this topic.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	4,300,000	1,290,000	5,590,000
2010年度	3,400,000	1,020,000	4,420,000
2011年度	4,200,000	1,260,000	5,460,000
年度			
年度			
総計	11,900,000	3,570,000	15,470,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：日本史・古代史・律令法・唐令

1. 研究開始当初の背景

日本古代国家の基本的枠組みとなった律令は、他の多くの日本古代文化の要素と同じく中国から輸入された継受法である。日本の律令制、つまりは古代国家の特質を検討するためには、母法となった中国法、唐の律令の研究は不可欠である。日唐の条文の検討により、直輸入の部分がある一方で、変更している部分があり、中国文化の影響と日本固有のあり方の混合を正しく評

価でき、日本古代国家を文明史的に位置づけることが可能になる。

その前提となる唐の律令は、律は伝存しているものの、令については散佚したため、諸史料の逸文を集め復原する作業が必要で、戦前に仁井田陞氏により『唐令拾遺』の大著が作られ、さらにその補遺として、池田温氏を編集代表として『唐令拾遺補』が1997年に刊行された。これによって唐令の復原研究はほぼ完成したと誰もが考え

た。ところが1999年に中国有数の蔵書コレクションである寧波市の天一閣に、北宋の1029年に頒布された『天聖令』の巻21から30の部分の明代の写本が伝わっていることが報告された。しかも天聖令は、唐令に改訂を加えて北宋で通用している現行の令文のあとに、現在用いられていない唐令を付載していて、多くの唐の開元25年令の条文が明らかになり、また各篇目の条文配列も推定することが可能になる。2006年11月に全文テキストが公刊されたことをうけて、唐令復原研究は、そしてそれに基づく日唐律令比較研究も新たな段階を迎えることになった。

2. 研究の目的

本研究は、北宋天聖令の発見を受けて、現在律令制研究の第一線にいる研究者を統合して、近年の律令制研究の成果を吸収しながら天聖令の校訂した積文を作成し、日唐宋令の比較研究と唐令の復原研究を飛躍的に進展させ、新たな視点から日本律令制の意味を解明し、仁井田陞『唐令拾遺』や池田温『唐令拾遺補』の改訂版を作成し出版することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 研究代表者と連携研究者が全員参加して日唐令の検討を行うが、天聖令が伝存しているのが、田令・賦役令・倉庫令・厩牧令・関市令・捕亡令・医疾令・仮寧令・獄官令・營繕令・喪葬令・雑令の12篇目であり多様な内容を含むので、それを内容により3つの研究班組織を作り分担して検討する。

01班は、坂上・大津・榎本のほか、PDである吉永・武井が参加し、田令・賦役令・倉庫令・関市令・捕亡令など民衆の統治や社会経済・身分制などに関する篇目をとりあげ、各自がそれぞれの専門にあわせて令ごとに分担して検討する。天聖令から想定される唐開元25年令の条文と日本令の条文の字句を逐条的に比較検討することによって、日本令は何をそのまま継受し、何を継受せず変更したのかがわかり、それによって日本の固有な社会のあり方や前の時代の統治の特徴が浮き彫りになる。

02班は、古瀬を中心に丸山・大隅から構成され、大学院生の大高が加わる。医疾令・仮寧令・厩牧令・營繕令

など官僚制や文化に関連する編目について同様の検討を行うとともに、日唐の礼制や支配秩序のあり方についても検討を深める。

03班は、中国法制史の専門家である辻があたり、法律刑罰に直接関わる獄官令を担当するほか、天聖令全体を他の唐宋時代の史料の中で検討し、特に唐後半から五代・北宋にかけての変化を考え、北宋現行の天聖令条文について改変される前の唐令のものの形の推定復原を行う。

(2) これらの研究班を統合して年に数回研究会を開き研究発表と討議を行い、シンポジウムを主催した。各年度の研究活動の概要は以下の通りである。

【2009年度】

6月6～7日研究会（湯河原敷島館）報告：坂上・武井・吉永

8月24～26日唐代史研究会夏期シンポジウム「軍事と財政」（強羅静雲荘）司会：大津、報告：武井

9月12～13日研究会（天城湯ヶ島白壁荘）報告：坂上・榎本・丸山・大隅

2月13～14日研究会（水上ひがきホテル）報告：吉永・武井

【2010年度】

5月21日第55回国際東方学者会議シンポジウム「日中文化交流史の諸問題」（日本教育会館）司会：大津、報告：黄正建（中国社会科学院歴史研究所）、コメント：榎本

5月22～23日研究会（伊豆長岡京急ホテル）報告：丸山・大津・吉永

7月11日研究会（東京大学）報告：坂上・辻・吉永・大高

12月18～19日研究会（箱根芦乃湯きのくにや）報告：大隅・古瀬

2月19～20日研究会（箱根湯本ホテル）報告：辻・大高

【2011年度】

5月21～22日研究会（水上ひがきホテル）報告：辻・吉永・武井

8月21日研究会（東京大学）報告：辻・武井

8月22～23日唐代史研究会夏期シンポジウム「隋唐帝国」論—形成・影響・本質」（強羅静雲荘）報告：榎本、司会：大津

11月6～7日第109回史学会大会（東京大学）シンポジウム報告：大津、古代史部会報告：大高

12月17～18日研究会（強羅静雲荘）

様式 C-19

報告：坂上・古瀬

2月19日研究会（東京大学）報告：大隅・辻・大高

【2012年度】

5月25日第57回国際東方学者会議シンポジウム「天聖令と律令制比較研究Ⅱ」（日本教育会館）司会：大津、報告：牛来穎（中国社会科学院歴史研究所）・辻・古瀬・大高・坂上、コメント：武井・丸山

5月26～27日研究会（箱根仙石原ホテル花月園）報告：吉永・武井・坂上

6月16～17日法制史学会第64回総会（金沢スカイホテル）報告：大津

9月1～2日研究会（ホテル花月園）報告：大津・丸山・辻・神戸

2月9日研究会（強羅静雲荘）報告：辻・坂上

(3) さらに各年度に洛陽理工学院・南京大学などの現地研究者の協力を得て、中国の六朝・隋唐の律令制関係史跡と史料の精力的な調査を行い、また海外の学会などで報告を以下のように行った。

2009年11月、中国社会科学院歴史研究所学術講演会および研究打ち合わせ、北京（大津）

2009年11月、新史料・新観点・新視角『天聖令』国際学術検討会、国立台湾師範大学（台北）（坂上・丸山・辻・古瀬）

2009年12月5～10日、洛陽および洛陽東方郊外・偃師市・新安県での北魏・北宋の陵墓調査、隋唐洛陽城遺構の見学、隋唐関連史跡・含嘉倉・洛口倉の現地調査

2010年9月18～24日、南京及び丹陽での南朝陵墓および石刻調査、南朝建康城の史跡調査、南塘二陵の調査、鎮江・揚州での唐宋時代の都城遺構・史跡の調査

2011年7月、唐長孺先生百年誕辰紀年国際学術研究会暨中国唐史学会第11周年会、武漢大学（辻）

2011年9月1～7日、西安および周辺の唐代陵墓および石刻・碑文の調査、山西省永濟・運城での唐代の交通遺跡の現地調査、中国社会科学院歴史研究所（北京）における研究打ち合わせ

4. 研究成果

(1) 研究代表者大津は、天聖令発見後の律令制研究の進展を踏まえて、律令制研究の意味と方法を啓蒙的に説いた

日本史リブレット『律令制とはなにか』を山川出版社から出版した。また天聖令の発見によって日本律令制の特色として全体で何がわかったかについて岩波書店の『思想』において、「古代日本律令制の特質」と題して総括的論文を発表した。

(2) 研究会の主要メンバー5名が執筆する形で、東方学会の英文紀要 *ACTA ASIATICA* の99号で「日本律令制の特色」というテーマで特集を組み、現在の日本古代の律令研究の状況について、英文で広く世界に発信した。さらにもとになった日本語原稿をもとに、さらに若手研究者の新稿と、研究代表者の律令制研究史や学会の動向の整理の文章を加えて、大津編で『律令制研究入門』として名著刊行会より出版して、研究会のまとめの成果を世に問うた。

(3) 中国法制史関係では、各人が専門分野を超えて分析を行い、天聖令のもとになる唐令が開元25年令であるかなどの論点をはじめとして多くの論文を執筆し、唐令復原のための原稿作成を進めた。とりわけ中国史の専門である辻が、自ら担当する獄官令の分析を深めて『唐宋時代刑罰制度の研究』を京都大学学術出版会から出版し、唐宋代の法制史研究に大きな進歩をもたらした。

(4) メンバーそれぞれの分担した篇目に即して田令や賦役令や医疾令はじめ分析が進み、日唐の差異と特色が明らかになった。とくに官僚制研究については大隅が礼制の受容の最新の成果をまとめた『律令官制と礼受容の研究』を吉川弘文館から刊行した。また本研究に正式メンバーでなく研究協力者として参加している吉永・武井などの若手メンバーが、積極的に研究を進め、関市令や倉庫令を中心に軍事交通制度や律令地方財政について論攷を発表した。特に日本で散逸していた倉庫令については研究が遅れていた部分が大きく、飛躍的な進展がなされた。若手の研究論文が主要学会誌で査読されて掲載されているように、日本古代史研究の発展に貢献しているといえる。

(5) 中国社会科学院歴史研究所の黄正建氏を中心とする天聖令研究・出版のメンバーとの交流を4年間継続し、日

本における天聖令研究の国際的拠点としての機能を果たした。平成22年の国際東方学会議では「日中文化交流史の諸問題」を開催し、黄正建氏を招き日本史料にみえる唐代の衣食住史料について報告をお願いし、さらにそのあとに伊豆で開いた一泊の科研研究会にも参加してもらい、『新唐令拾遺』の原稿の書式・形式についての討論に参加してもらい、学術交流を深めた。

さらに24年の国際東方学会議では、現在最も精力的に天聖令の分析に取り組んでいる歴史研究所の牛来穎氏を招聘し、天聖令にみえる贓贖物の扱いについての報告に加えて、「天聖令と律令制比較研究Ⅱ」と題して科研メンバー中心に報告・コメントにあたり、まとめの国際会議を開いた。また箱根で一泊の科研研究会にも参加してもらい、日中の学術交流を深めた。こうした国際会議のコメントはしばしば儀礼的なものにとどまるが、この時の武井のコメントは深く学術的なもので、後に論文にまとめられ『東方学』の審査を経て掲載されたことは特筆される。なお牛氏の来日がこの会議に変更されたため、当初予定の最終年度の経費を24年度に一部繰り越した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計38件)

【平成24年度】

- ① 大津透、「古代日本律令制の特質」、『思想』1067号、2013年、査読無、pp. 27-51
- ② 大津透、「義江明子著『古代王権論 神話・歴史感覚・ジェンダー』」、『史学雑誌』121編9号、2012年、査読有、pp. 59-64
- ③ 丸山裕美子、「ロシア科学アカデミー東洋写本研究所所蔵「索靖月儀帖」断簡についての基礎的考察」、『愛知県立大学文字文化財研究所年報』6号、2013年、査読無、pp. 91-106
- ④ 榎本淳一、「隋唐朝の朝貢体制の構造と展開」、『唐代史研究』15号、2012年、査読無、pp. 49-64
- ⑤ 榎本淳一、「日本古代における金の朝貢・貿易と流通」、『歴史と地理』655号、2012年、査読無、pp. 31-41
- ⑥ 坂上康俊、「均田制・班田収授制の比較研究と天聖令」、『史淵』150輯、20

13年、査読無、pp. 1-26

- ⑦ 辻正博、「俄羅斯科学院東方文献研究所蔵《唐名例律》残片浅析—關於Dx-8467的考証為主」*Dunhuang Studies: Prospects and Problems for the Coming Second Century of Research*(敦煌学:第二個百年の研究視角與問題), Ed. by I. Popova and Liu Yi. St. Petersburg, 2012、査読無、pp. 257-260
 - ⑧ 辻正博、「唐律中刑罰的理念與現実」、余欣主編『中古時代の礼儀・宗教與制度』、上海古籍出版社、2012年、査読無、pp. 72-82
 - ⑨ 武井紀子、「古代日本における贓贖物の特徴」、『東方学』125輯、2013年、査読有、pp. 37-54
 - ⑩ 吉永匡史、「唐代における水関と関市令」、『工学院大学研究論叢』50-1号、2012年、査読無、pp. 166-179
 - ⑪ 吉永匡史、「律令制下における関割の機能」、『日本歴史』774号、2012年、査読有、pp. 1-18
 - ⑫ 大津透、「中国からみる古代日本」、『史学雑誌』121編7号、2012年、査読無、pp. 38-40
 - ⑬ 丸山裕美子、「遣隋使研究の新地平」、『東方』379号、2012年、査読無、pp. 28-31
 - ⑭ 榎本淳一、「唐代法制史の「不動の説」に挑む」、『東方』385号、2013年、査読無、pp. 22-27
 - ⑮ 大津透、「シンポジウムⅣ天聖令と律令制比較研究Ⅱ」、『東方学会報』No. 102、2012年、査読無、pp. 18-20
- 【平成23年度】
- ① 大津透、「荒川正晴著『ユーラシアの交通・交易と唐帝国』」、『史学雑誌』121編3号、2012年、査読有、pp. 79-86
 - ② 辻正博、「敦煌・トルファン出土唐代法制文献研究の現在」、『敦煌写本研究年報』6号、2012年、査読無、pp. 249-272
 - ③ 辻正博、「Dx09331唐律写本残片小考」、高田時雄編『涅瓦河辺談敦煌』、京都大学人文科学研究所、2012年、査読無、pp. 81-90
 - ④ 坂上康俊、「唐代の都市における郷里と坊の関係について」、東北亜歴史財団編『八世紀東アジアの歴史像』、ソウル・東北亜歴史財団出版部、2011年、査読無、pp. 525-569
 - ⑤ 武井紀子、「義倉の成立とその意義」、『国史学』205号、2011年、査読有、pp. 27-63
 - ⑥ 榎本淳一、「天平宝字元年十一月癸未

様式 C - 19

勅の漢籍について」、『史聚』45号、2012年、査読無、pp.1-19

【平成22年度】

① 大津透、「The History of Research on the Ancient *Ritsuryo* System and the Comparative Study of the *Ritsuryo* System in Recent Years」、*ACTA ASIATICA*, No. 99、2010、査読無、pp.81-111

② 榎本淳一、「Japan's *Ritsuryo* System in the "East Asian World"」、同上、pp.1-17

③ 坂上康俊、「The Comparative Study of the *Rituryo* Bureaucracy in Ancient China and T'ang China」、同上、pp.19-38

④ 丸山裕美子、「The Adoption of the *Ritsuryo* Code and Their Civilizing Influence」、同上、pp.39-58

⑤ 大隅清陽、「The Acceptance of the *Ritsuryo* Code and the Chinese System of Rites in Japan」、同上、pp.59-79

⑥ 大津透・吉永匡史・大隅清陽・武井紀子ほか、「2009年の歴史学界 古代」、『史学雑誌』119編5号、2010年、査読有、pp.35-71

⑦ 武井紀子、「律令財政構造と軍事」、『唐代史研究』13号、2010年、査読無、pp.71-100

⑧ 大津透、「シンポジウムⅢ 日中文化交流史の諸問題」、『東方学会報』No.98、2010年、査読無、pp.16-18

【平成21年度】

① 坂上康俊、「天聖令藍本唐開元二十五年令説再論」、『史淵』147輯、2010年、査読無、pp.1-16

② 坂上康俊、「(書評) 榎本淳一著『唐王朝と古代日本』」、『法制史研究』59号、2010年、査読有、pp.236-241

③ 大隅清陽、「これからの律令制研究—その課題と展望—」、『九州史学』154号、2010年、査読無、pp.44-55

④ 丸山裕美子、「北宋天聖令による唐日医疾令の復原試案」、『愛知県立大学日本文化学部論集 歴史文化学科編』1号、2010年、査読無、pp.21-40

⑤ 丸山裕美子、「唐日医疾令的復原与对比」、『法制史研究』(台湾：中国法制史学会)16期、2009年、査読有、pp.57-90

⑥ 古瀬奈津子、「日唐營繕令營造関係条文の検討」、『「日本文化研究の国際的情報伝達スキルの育成」平成21年度活動報告書』、2010年、査読無、pp.285-2

89

⑦ 武井紀子、「日本古代倉庫制度の構造とその特質」、『史学雑誌』118編10号、2009年、査読有、pp.1-37

⑧ 吉永匡史・武井紀子、「書評『唐研究』第14卷(天聖令特集)」、『唐代史研究』12号、2009年、査読無、pp.167-175

⑨ 大津透、「解説」、関晃『帰化人』、講談社、2009年、査読無、pp.230-240

〔学会発表〕(計17件)

【平成24年度】

① 大津透、「古代日本律令制の特質」、法制史学会第64回総会、金沢スカイホテル、2012年6月17日

② 大津透、「シンポジウム「天聖令と律令制比較研究Ⅱ」司会及び趣旨説明」、第57回国際東方学者会議、日本教育会館(東京)、2012年5月25日

③ 辻正博、「流人と恩赦—唐律の流刑規定を中心として」、同上

④ 古瀬奈津子、「宋令唐令の比較からみた皇帝権力の変質」、同上、

⑤ 坂上康俊、「均田制・班田収授制の比較研究と天聖令」、同上

⑥ 大高広和、「日唐律令における帰化規定」、同上

【平成23年度】

① 大津透、「日本古代における「公」について」、第109回史学会大会(招待講演)、東京大学、2011年11月5日

② 大高広和、「大宝律令の制定と「蕃」「夷」」、第109回史学会大会日本古代史部会、東京大学、2011年11月6日

③ 辻正博、「流人与恩赦」、唐長孺先生百年誕辰紀年国際学術研討会暨中国唐史学会第11届年会(招待講演)、武漢大学(中国)、2011年7月5日

【平成22年度】

① 大津透、「シンポジウム「日中文化交流史の諸問題」司会および趣旨説明」、第55回国際東方学者会議、日本教育会館(東京)、2010年5月21日

【平成21年度】

① 大津透、「天聖令与日本律令制研究—士農工商・国境・軍事」、中国社会科学院歴史研究所学術講演会、中国社会科学院歴史研究所(中国)、2009年11月13日

② 大津透、「シンポジウム「軍事と財政」司会および趣旨説明」、唐代史研究会夏期シンポジウム、強羅静雲荘(箱根)、2009年8月25日

③ 武井紀子、「律令財政構造と軍事」、

同上

④ 坂上康俊、「再論《天聖令》藍本唐令《開元二十五年令》説」、新史料・新観点・新視角『天聖令』国際学術検討会、国立台湾師範大学（台湾）、2009年11月6日

⑤ 丸山裕美子、「唐日医疾令的復原与対比—対天聖令出現之再思考—」、同上

⑥ 辻正博、「《天聖・獄官令》与宋初的刑罰制度」、同上

⑦ 古瀬奈津子、「日唐營繕令營造關係条文的検討」、同上

〔図書〕（計17件）

【平成24年度】

① 大津透、『律令制とは何か』、山川出版社、2013年、94p

② 榎本淳一編、『古代中国・日本における学術と支配』、同成社、2013年、244p

③ 佐藤弘夫編、大津透ほか、『日本思想史講座1 古代』、ペリかん社、2012年、pp. 103-132

【平成23年度】

① 大津透編、榎本淳一・坂上康俊・丸山裕美子・大隅清陽・武井紀子・吉永匡史・大高広和、『律令制研究入門』、名著刊行会、2011年、324p

② 坂上康俊、『日本古代史④ 平城京の時代』、岩波書店、2011年、262p

③ 古瀬奈津子、『日本古代史⑥ 摂関政治』、岩波書店、2011年、244p

④ 大山誠一編、榎本淳一ほか、『日本書紀の謎と聖徳太子』、平凡社、2011年、pp. 119-137

⑤ 荒野泰典ほか編、古瀬奈津子・榎本淳一ほか、『日本の対外関係2 律令国家と東アジア』、吉川弘文館、2011年、pp. 56-91、172-195

⑥ 山中裕編、大津透、武井紀子ほか、『歴史のなかの源氏物語』、思文閣出版、2011年、pp. 153-173、195-210

【平成22年度】

① 大津透、『天皇の歴史01 神話から歴史へ』、講談社、2010年、390p

② 大隅清陽、『律令官制と礼秩序の研究』、吉川弘文館、2011年、422p

③ 丸山裕美子、『正倉院文書の世界』、中央公論新社、2010年、304p

④ 夫馬進編、辻正博ほか、『中国訴訟社会史の研究』京都大学学術出版会、2011年、pp. 155-180

⑤ 遣唐使船再現シンポジウム編、榎本淳一ほか、『遣唐使船の時代』、角川学芸出版、2010年、pp. 126-147

【平成21年度】

① 辻正博、『唐宋時代刑罰制度の研究』、京都大学学術出版会、2010年、542p

② 遠山一郎・丸山裕美子編、『いくさの歴史と文字文化』、三弥井書店、2010年、260p

③ 高田時雄編、大津透ほか、『漢字文化三千年』、臨川書店、2009年、pp. 221-238

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大津透 (OTSU TORU)

東京大学・大学院人文社会系研究科・教授

研究者番号：70194199

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者

坂上康俊 (SAKAUE YASUTOSHI)

九州大学・大学院人文科学研究科・教授

研究者番号：30162275

古瀬奈津子 (FURUSE NATSUKO)

お茶の水女子大学・大学院人間文化創成科学研究科・教授

研究者番号：20164551

榎本淳一 (ENOMOTO JUNICHI)

工学院大学・工学部・教授

研究者番号：80245646

丸山裕美子 (MARUYAMA YUMIKO)

愛知県立大学・日本文化学部・教授

研究者番号：00315863

辻正博 (TSUJI MASAHIRO)

京都大学・大学院人間・環境学研究科・准教授

研究者番号：30211379

大隅清陽 (OSUMI KIYOHARU)

山梨大学・教育人間科学部・教授

研究者番号：80252378

(4) 研究協力者

吉永匡史 (YOSHINAGA MASAFUMI)

日本学術振興会特別研究員

武井紀子 (TAKEI NORIKO)

日本学術振興会特別研究員

大高広和 (OTAKA HIROKAZU)

東京大学・大学院人文社会系研究科・博士課程

神戸航介 (KANBE KOUSUKE)

東京大学・大学院人文社会系研究科・修士課程（24年度）